

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第5号

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年見附市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に改める。

附則第2項中「100分の210」を「100分の318.75」に、「100分の102.5」を「100分の157.5」に改める。

別表第1 医療的ケア看護職員の項中「86」を「90」に改め、同表家庭児童相談員の項を削り、同表看護師（病後児保育室）の項中「86」を「90」に改め、同表助産師の項を削る。

別表第1に次のように加える。

校内教育支援センター支援員	1	2	1	9
巡回支援専門員	1	90	1	90
調理員	1	4	1	6

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。